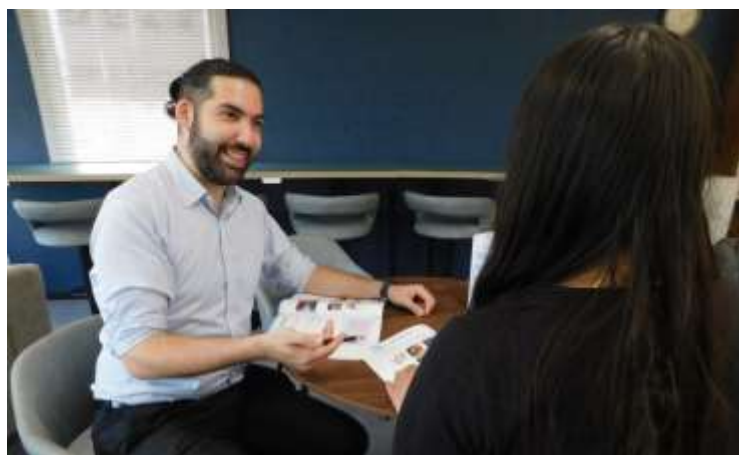




令和7年度 宇治市創業支援補助金 【募集要項】



【募集期間】

令和7年6月23日（月）～令和7年10月31日（金）



宇治市 産業観光部 産業振興課

【目次】

＜基本的事項＞

1 目的	2
2 補助対象事業者	2
3 補助対象事業の期間	6
4 支援内容	6
5 補助対象経費	8
6 事業のスキーム	9
7 手続きの流れ	10

＜応募及び採択＞

8 応募方法	11
9 内容の審査	11
10 指定について	12

＜採択後の手続き＞

11 交付申請	12
12 事業の変更、中止	13
13 実績報告書	13
14 その他	14
15 書類の提出先、お問い合わせ	14

＜様式＞

(様式 1) 宇治市創業支援補助事業者指定申請書	15
(様式 2) 事業計画・収支予算書	16
(様式 3) 宇治市地域貢献策計画書	22
(様式 4) 宇治市創業支援補助事業者指定（却下）通知書	23
(様式 5) 宇治市創業支援補助金申請書	24
(様式 6) 宇治市創業支援補助金（不）交付決定通知書	25
(様式 7) 宇治市創業支援補助金事業計画変更（中止）申請書	26
(様式 8) 宇治市創業支援補助金実績報告書	27
(様式 9) 収支決算書	28
(様式 10) 宇治市創業支援補助金（変更）交付（取消）決定通知書	31
(様式 11) 宇治市創業支援補助金確定通知書	32
(様式 12) 特定創業支援等事業を受けた者の証明に関する申請書	33

（表紙写真：R6 宇治市創業支援補助金を活用された「The Language Loft」のコシャン マキシムさん）

1 目的

新たに創業する者や第二創業を行う者に対して、その創業等に要する経費の一部を補助することで、創業初期の経営安定化及び地域経済の活性化等を目的とします。

2 補助対象事業者

次の（１）から（１０）までの条件をすべて満たす事業者

（１）令和７年（２０２５年）４月１日～令和８年（２０２６年）２月２８日までの間に新規創業または第二創業を行う者であること

新規創業	・事業を営んでいない個人が、新たに事業を開始すること ・新たに法人を設立して当該法人の事業を開始すること （既に事業を営んでいる個人又は法人が、新たに法人を設立する場合は、新事業の開始が必要）
第二創業	・既に事業を営んでいる個人若しくは法人の後継者が、令和６年（２０２４年）１０月１日～令和８年（２０２６年）２月２８日までの間に事業を引き継ぎ、かつ新事業を開始すること

※法人とは、会社法上の株式会社・合同会社・合名会社・合資会社、企業組合・協業組合・特定非営利活動法人のこと

※「新事業」とは、既に営んでいた既存事業と日本標準産業分類の細分類が異なる事業のこと

※事業の開始は個人事業の開業届出書又は法人設立届出書等で確認します（許可業種については、令和８年（２０２６年）２月２８日までに許可の取得が必要）

（２）市内に事業所を設置している者又は設置しようとしている者であること（さらに、個人事業主の場合は市内に住所を有すること、法人の場合は市内に登記が必要）

（３）日本政策金融公庫の融資又は保証協会の保証がある融資を利用する者であること
（令和８年（２０２６年）２月２８日までに融資実行されていることが必要）

（４）国の認定を受けた宇治市の「創業支援等事業計画」に規定する「特定創業支援等事業」を受けた者であること
（令和８年（２０２６年）２月２８日までに受講が必要。※補助金申請段階では未受講でも構いません。）

<令和7年度 宇治市認定特定創業支援等事業>

- A) 創業塾（宇城久区域の商工会議所等が実施）において、経営・財務・人材育成・販路開拓についての知識が身につく講座を2回以上受講し、かつ、宇治商工会議所が実施する中小企業診断士等による個別相談指導を1ヵ月以上にわたり2回以上受講し、知識が身についたと認められる者を「特定創業支援等事業」を受けた者として、宇治市が証明書を発行します。創業塾の一部を受講できなかった場合には、受講できなかった分野について個別相談指導を受けることにより、受講したとみなすことができます。
（※例年1月下旬～2月上旬にかけて2日間程度開催）
- B) 一般社団法人京都知恵産業創造の森が実施するセミナーやアクセラレーションプログラムを1ヵ月以上継続的（4回以上）に受講（経営、財務、人材育成、販路開拓の4分野）若しくは、経営、財務、人材育成、販路開拓に係る指導を受けた者を、「特定創業支援等事業」を受けた者として、宇治市が証明書を発行します。セミナー等の一部を受講できなかった場合、受講できなかった分野について、宇治商工会議所が実施する中小企業診断士等による個別相談指導を受けることにより、受講したとみなすことができます。
- C) 宇治商工会議所が実施する創業支援セミナーにおいて、1ヵ月以上継続的に受講し、4つの知識（経営、財務、人材育成、販路開拓）が身につく講義を受講し、知識が身についたと認められる者を「特定創業支援等事業」を受けた者として、宇治市が証明書を発行します。講座の一部を受講できなかった場合、受講できなかった分野について、宇治商工会議所が実施する中小企業診断士等による個別相談指導を受けることにより、受講したとみなすことができます。
（※今年度、7月9日（水）、7月23日（水）、8月6日（水）、8月20日（水）、9月10日（水）、9月17日（水）に開催予定。全日程にご参加ください。）

本市では、上記の事業が「特定創業支援等事業」となります。各支援団体が実施する事業のスケジュール、詳細は各支援団体まで、お問い合わせください。

各機関の連絡先等
についてはこちら
をご覧ください。



(5) 京都信用保証協会の対象業種・企業規模に該当する事業を行う者である
こと

(該当条件)

資本金又は常時使用する従業員数のいずれかが、次の表の条件を満たしていれば対象となります。

業種	資本金	従業員数
製造業等 (建設業・運送業・不動産業を含む)	3 億円以下	300人以下
ゴム製品製造業 (自動車又は航空機用タイヤ及び チューブ製造業並びに工業用ベ ルト製造業を除く)	3 億円以下	900人以下
卸売業	1 億円以下	100人以下
小売業・飲食業	5,000 万円以下	50人以下
サービス業	5,000 万円以下	100人以下
ソフトウェア業 情報処理サービス業	3 億円以下	300人以下
旅館業	5,000 万円以下	200人以下
医業を主たる事業とする法人	—	300人以下

但し、次の者は、原則として対象から除かれています。

1.次に掲げる業種を営む者 (1)農業（園芸サービス業を除く。） (2)林業（素材生産業および素材生産サービス業を除く。） (3)漁業 (4)金融・保険業（保険媒介代理業および保険サービス業を除く。） (5)その他 ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第3条第1項又は第31条の22の適用を受けた飲食店（食事の提供を主目的とするものである場合並びに衛生水準を高め、及び近代化を促進するものである場合を除く。）、同法第2条第1項第4号及び第5号に規定する風俗営業（まあじゃん屋・ゲームセンターを除く。）、第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業、その他風俗上好ましくないもの。 ・他に分類されないその他の生活関連サービス業のうち、易断所、観相業、相場案内業(けい線屋) ・競輪・競馬等の競走場、競技団 ・パチンコホール、その他の遊戯場のうちのゲームセンターのうちのスロットマシン場 ・芸ぎ業（置屋、検番を除く。） ・娯楽に附帯するサービス業のうち、場外馬券売場、場外車券売場、競輪・競馬等の予想業 ・興信所（もっぱら個人の身元、身上、素行、思想調査等を行うものに限る。） ・民営職業紹介業のうち、芸ぎ周旋業 ・他に分類されないその他の事業サービス業のうち、集金業、取立業（公共料金またはこれに準ずるものに係るものを除く。） ・政治・経済・文化団体 ・宗教 ・その他の保証対象として不適当と判断される業種
2.許認可等を要する業種を営む方で、許認可等を受けていない者
3.手形交換所または電子債権記録機関の取引停止処分を受けている者
4.手形の不渡りまたは電子記録債権の支払不能後、6か月以上経過していない者
5.代位弁済を受け、その求償債務を完済していない者
6.求償債務の連帯保証人となっている者
7.延滞など正常でない保証取引中の者
8.延滞など正常でない保証取引の連帯保証人となっている者
9.3～8の者が代表者となっている法人
10.3～8の法人代表者の者

(6) 次のいずれかに該当する者（みなし大企業）でないこと

- ・発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業
- ・発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を複数の大企業が所有している中小企業者
- ・大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者

※「大企業」とは、(5) 表中の中小企業者以外の会社をいいます

(7) フランチャイズ契約又はこれに類する契約に基づく事業でないこと

(8) 市税を完納している者であること

※ 市税とは、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 5 条に規定する税を言い、応募者の所在する市区町村の税金に滞納がないことが条件となります。

(9) 創業後 3 年間は宇治市内において事業を継続すること

(10) 他の創業に関わる補助金、助成金等を受けていないこと。ただし、それ以外の補助金を併用する場合でも、同一の経費に対する複数の申請は対象となりませんのでご注意ください。

3 補助対象事業の期間

令和6年（2024 年）10 月 1 日から令和8年（2026 年）2 月 28 日までの新規創業・第二創業に係る経費を補助します。

4 支援内容

(1) 支援内容

補助金額 (限度額)	最大 180 万円 (基礎分 100 万円＋加算分 80 万円)
補助率等	基礎分：補助対象経費の 3 分の 1 加算分：補助率無し。加算額を支援（補助事業費の範囲内）

その他	他の補助金・助成金等を活用する事業でないこと。ただし、次の場合は本補助金の対象とする。 ※本市の他の補助金を受ける場合。この時の本補助金対象経費には、本市の他の補助金の対象経費を除外するものとする。
-----	--

(2) 加算分の要件について

下記の要件を満たした場合、補助金をそれぞれ加算する

番号	要件	加算額	備考
①	創業者が市外から移住	10万円	個人事業主又は法人代表者が令和6年(2024年)4月1日~令和8年(2026年)2月28日までに市内に移住
②	創業者が若者	10万円	40歳未満(令和8年(2026年)2月28日時点)
③	市内新規雇用1人あたり ※最大3名まで	10万円 最大30万円	正規職員(会社が定める所定労働時間労働し、雇用期間の定めが無い労働者)の雇用であること。個人事業主・法人代表者・事業専従者は除く。
④	空き家等活用	30万円	空き家等(概ね1年以上使用されていない状態又はこれに類する状態にある物件)を活用して事業を開始

<補助金限度額の例>

【基礎分のみ(加算要件なし)の場合】

基礎分 (1/3) 60万円	自己負担 120万円
----------------------	---------------

事業費
180万円

基礎分 (1/3) 100万円(上限)	自己負担 200万円
---------------------------	---------------

事業費
300万円

【(例)基礎分+加算額50万円の場合】

基礎分 (1/3) 60万円	加算分 50万円	自己負担 70万円
----------------------	-------------	--------------

事業費
180万円

基礎分 (1/3) 100万円	加算分 50万円	自己負担 150万円
-----------------------	-------------	---------------

事業費
300万円

5 補助対象経費

補助事業実施のために必要となる経費として、下記の①～③の条件をすべて満たすものを対象とします。

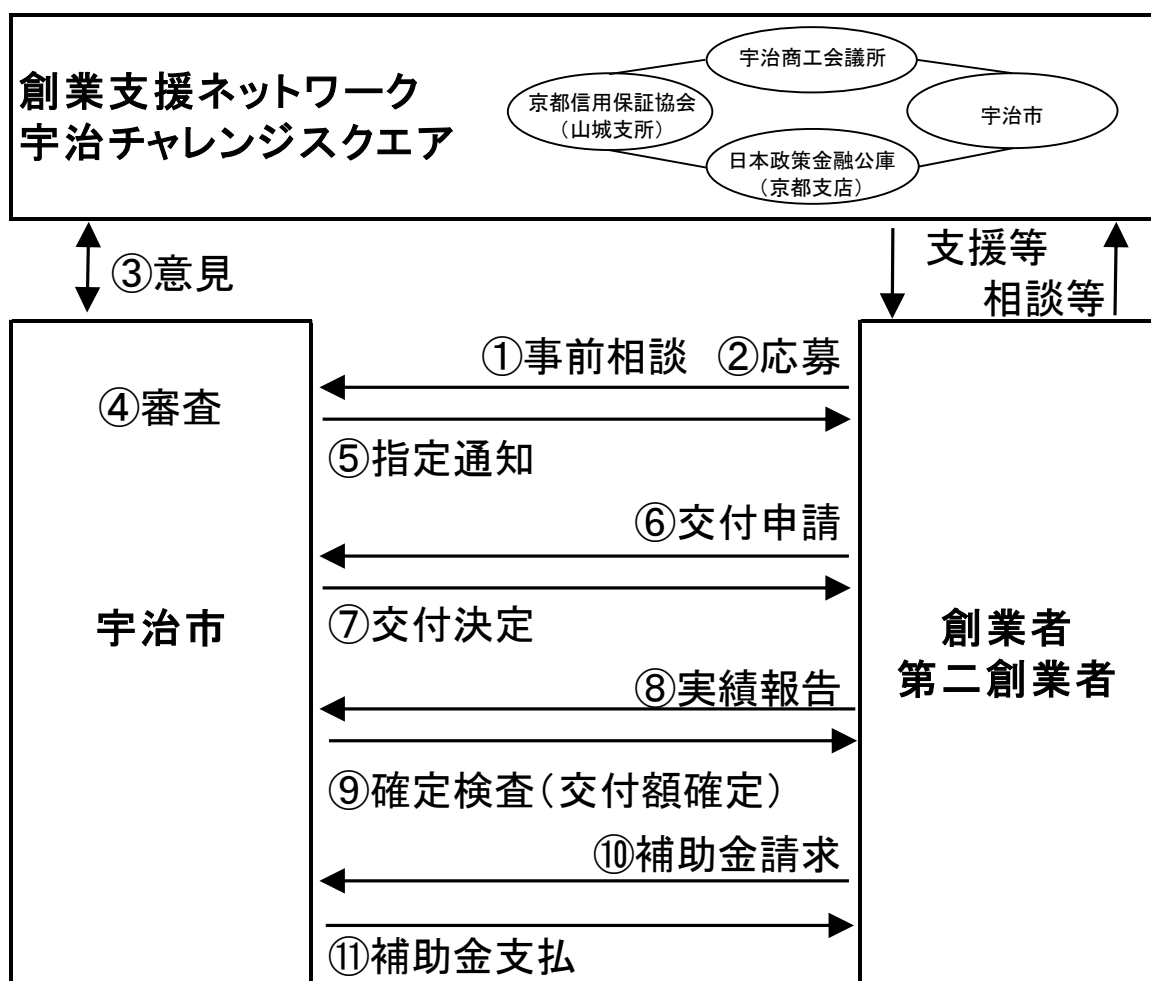
- ① 使用目的が本事業の遂行に必要なものと明確に特定できる経費
- ② 令和6年（2024）年10月1日～令和8年（2026）年2月28日の期間内に支払った経費
- ③ 証拠書類等によって金額、支払等が確認できる経費

（補助対象経費一覧）

工事費 修繕費	○市内の店舗・事務所等の開設に伴う外装工事・内装工事費用 （住居兼店舗・事務所については、店舗・事務所専有部分に係るもののみとし、間仕切り等により物理的に住居等他の用途に供される部分と明確に区別されている場合に限ります）
店舗購入費	○市内の店舗・事務所等の開設に伴う店舗購入費用 （ただし、用地の購入費は除く）
備品購入費	○市内の店舗・事務所等で使用する備品の調達費用 （賃借料含む。ただし、補助期間内の経費に限る） 【対象外経費の例】 ○消耗品費 ○車両の購入費 ○汎用性が高く、使用目的が本補助事業の遂行に必要なものと特定できない物の調達費用（パソコン・カメラ・ソフトウェア・ライセンス等）
家賃	○市内の店舗・事務所・駐車場等を借りて事業を行う場合の賃借料 （ただし、補助期間内の経費に限る） 【対象外経費の例】 ○賃貸借契約における敷金・礼金・保証金等
広報費	○販路開拓の広報宣伝費・パンフレット印刷費・展示会出展費用 ○宣伝に必要な派遣・役務等の契約による外部人材の費用 ○ダイレクトメールの郵送料・メール便などの実費 ○広報や宣伝の為に購入した見本品や展示品（飲食店店頭に表示される食品見本等、商品の概要・ニュアンス等を伝えることを目的とし、実際の製品同等の使用が出来ないことが原則）

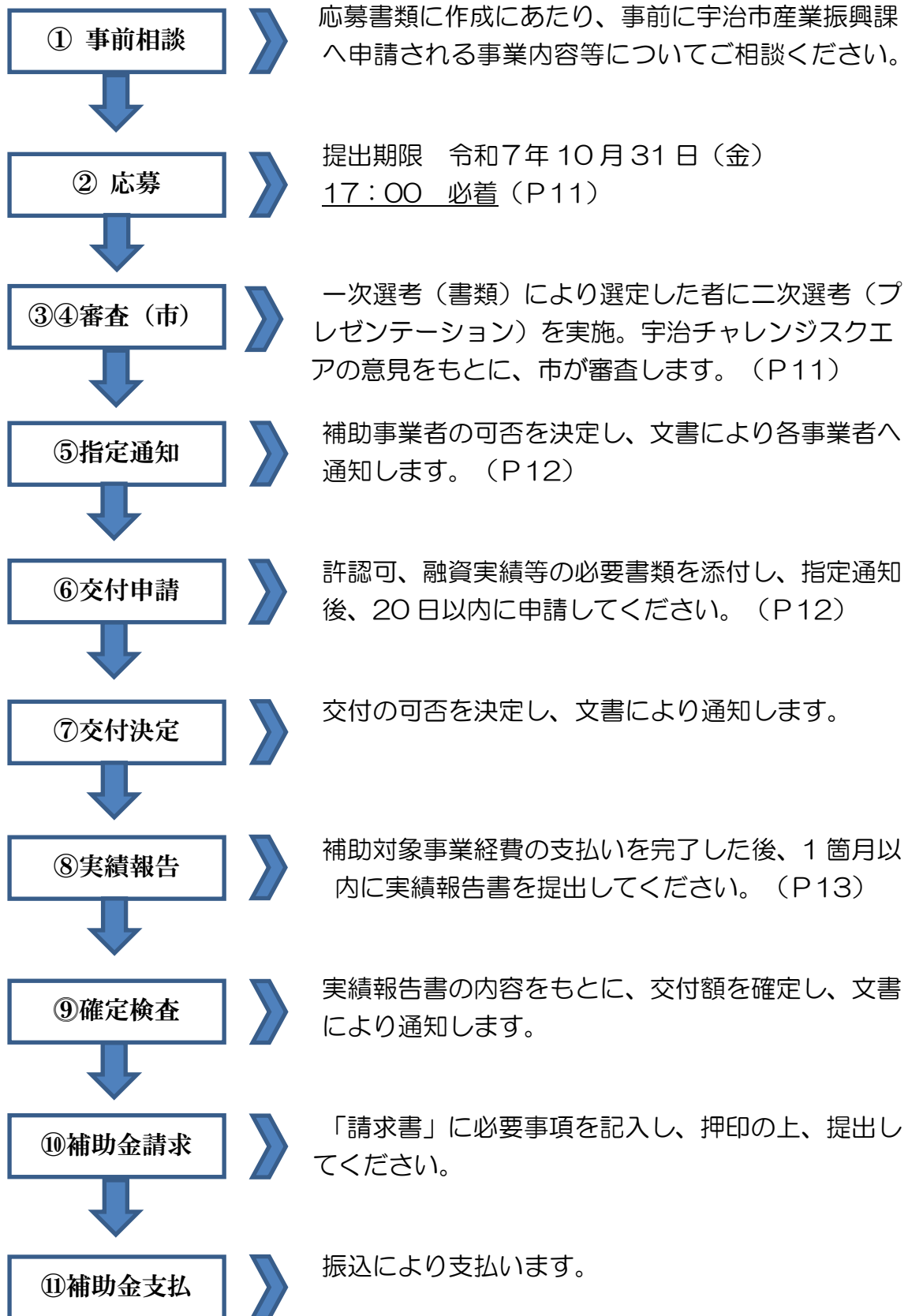
	○求人広告の費用 【対象外経費の例】 ○切手購入費用 ○補助事業と関係のない活動に係る広報費（補助事業にのみ係った 広報費と限定できないもの）
備考	※補助対象経費には消費税及び地方消費税を含みます

6 事業のスキーム



審査は一次選考（書類審査）と、一次選考通過者には二次選考（プレゼンテーション審査）を行い、予算の範囲内で補助事業者を選出します。
（プレゼンテーション審査の詳細は、募集期間終了後にお知らせします。）

7 手続きの流れ



8 応募方法

(1) 提出期限

令和7年10月31日(金) 17:00 必着

(2) 提出書類

下記の書類(1部)を提出してください。

①申請書・・・**宇治市創業支援補助事業者指定申請書(様式1、P16)**

②添付書類・・・下表のとおり

- | | | |
|----------------------------------|------------------|--------------|
| ○事業計画・収支予算書 | ・・・・・・・・・・・・・・・・ | (様式2、P16～21) |
| ○宇治市地域貢献策計画書 | ・・・・・・・・・・・・・・・・ | (様式3、P22) |
| ○その他参考となる書類(店舗の位置図、図面、外観、内装の写真等) | | |

※書類の提出先、お問い合わせ先についてはP15をご覧ください

9 内容の審査

指定申請書・添付書類及びプレゼンテーションの内容を以下の基準に照らして審査を行います。

○主な着眼点は以下のとおりです。

- | |
|-------------------------|
| ①事業の固有性、独創性 |
| ②事業の実現可能性 |
| ③事業の収益性 |
| ④事業の継続性 |
| ⑤資金調達の可能性 |
| ⑥地域貢献策の内容(地域経済活性化への波及等) |

なお、審査については、宇治市・宇治商工会議所・京都信用保証協会山城支所・日本政策金融公庫京都支店で構成する創業支援ネットワーク「宇治チャレンジスクエア」に意見を聴取するため、応募時にご提出いただいた資料及びプレゼンテーション内容を宇治チャレンジスクエアにて共有することに同意いただいたうえで申請してください。

プレゼンテーション審査について(予定)

日時：令和7年12月3日(水) 予定

場所：宇治市産業会館3階 大会議室

発表時間：3分以内(質疑応答等含め10分以内)を予定

※審査方法については変更する可能性があります。

※プレゼン審査の詳細は、募集期間終了後に別途通知します。

※日程が合わない等の理由による、別日での審査は行いません。出席できない場合は審査を辞退したものとして不採択とさせていただきます。

10 指定について

内容の審査を経て、補助事業者の指定（または却下）を行い、宇治市から通知いたします。応募数や審査結果、市予算によって、指定されない場合がありますことをご留意ください。なお、審査内容については、お伝えできませんのでご了承ください。令和7年度募集の本事業に係る市予算は1,200万円です。

11 交付申請（指定後の手続き）

指定を受けた事業者は、指定の通知日から20日以内に補助金の交付申請書を提出してください。

（1）提出書類 下記の書類（1部）を提出してください。

①申請書・・・**宇治市創業支援補助金交付申請書（様式5、P24）**

②添付書類・・・下表のとおり

<共通書類> …全応募者提出が必要
○融資制度の利用を証明できる書類（返済予定表等）
○許認可を伴う業種であれば許認可証等の写し
○市税の滞納がないことを証明する書類（市税の完納証明書）
<個別書類①> …条件ごとに提出が必要
【新規創業】
（事業を営んでいない個人・法人の場合）
○税務署へ提出した、個人事業の開業届出書控えの写しまたは法人設立届出書控えの写し
（既に事業を営んでいる個人が、法人設立及び新規事業を実施の場合）
○税務署へ提出した、法人設立届出書控えの写し及び個人事業主時代の業種が分かる書類（確定申告書の写し等）
※開業届出書に記載された開業日、もしくは法人設立届出書に記載された届出日より要件に該当するか確認します）
（既に事業を営んでいる法人が、新法人設立及び新規事業を実施の場合）
○履歴事項全部証明書（旧法人及び新法人のもの）
【第二創業】
（個人の場合）
○先代の廃業届 及び 後継者の開業届
（法人の場合）○履歴事項全部証明書
<個別書類②> …補助金の加算分を適用する場合それぞれ提出が必要
【市外から移住】
○個人事業主又は法人代表者の住民票の写し

【若者】

○個人事業主又は法人代表者の住民票の写し

【市内新規雇用】

○該当する従業員との雇用契約書等の写し

○該当する従業員の雇用保険被保険者証の写し

○該当する従業員の住民票の写し

※交付申請の時点で創業されていない方につきましては、添付書類を実績報告時に提出することが可能です。

1 2 事業の変更、中止

事業内容を変更する場合（軽微なものは除く）や、事業を中止する場合には、事前に所定の書類を提出し、承認を受けることが必要です。このような場合は、必ず事前に市へご相談ください。

（１）提出書類

①申請書

宇治市創業支援補助金事業計画変更（中止）申請書（様式 7、P26）

②添付書類・・・下表のとおり

＜変更の場合＞

○事業計画・収支予算書・・・・・・（様式 2、P16～21）

○その他参考となる書類（店舗の位置図、図面、外観、内装の写真等）

＜中止の場合＞

添付書類は不要です。

1 3 実績報告書

（１）提出期限

事業終了後 1 箇月以内

（２）提出書類

①実績報告書・・・宇治市創業支援補助金実績報告書（様式 8、P27）

②添付書類・・・下表のとおり

○収支決算書・・・・・・（様式 9、P28～30）

○対象費用の領収書（明細書含む）の写し等の支払証拠書類

○「特定創業支援等事業」を受けた者であることの証明（申請書は様式 12）

○交付申請時の添付資料（交付申請時に創業されていない方のみ）

○その他参考となる書類

（事業活動に関する写真、店舗の位置図、図面、外観、内装の写真等）

1 4 その他

補助金交付決定後、事業所名・事業所住所・氏名等については原則公開とします。

1 5 書類の提出先、お問い合わせ

応募書類は、持参いただき直接窓口へご提出ください。

応募にあたっての事前相談についても下記へお問い合わせください。

【提出窓口】

〒611-0021 京都府宇治市宇治琵琶45番地の13

宇治市産業観光部産業振興課成長支援係（※宇治市産業会館3階）

担当：小松原・山分

TEL 0774-39-9621

FAX 0774-39-9622

E-mail sangyoushinkouka@city.uji.kyoto.jp